

金

融庁は、8月31日、「平成28年度税制改正要望(以下、要望)」を公表した。この中で、上場株式等の相続税評価の見直しが掲げられている。上場株式等の相続税評価方法は、現在の方式に改正された昭和47年以後見直しが行われておらず、改正が実現すれば、約半世紀ぶりの大改正になる。今回は、現行の上場株式等の相続税評価について考察する。

1 現行の相続税評価

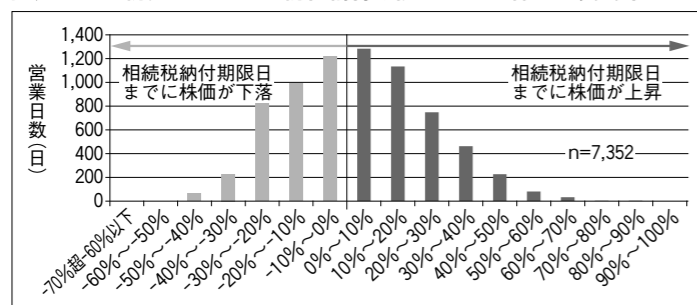
相続により取得した財産は、原則として時価で評価し、相続税の課税対象となる。時価とは、それぞれの財産の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額をいい、実際には財産評価基本通達の定めによって算定される。

上場株式は、①相続発生日当日の終値、②相続のあった月の終値の平均、③相続の前月の終

かを検証した。

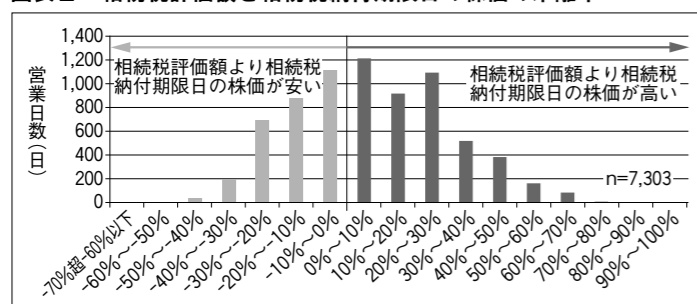
図表1は、相続税納付期限日を相続発生日から200営業日後とみなし、1984年から2013年の各営業日に相続が発生した場合、相続税納付期限日において日経平均株価(日本経済新聞社算出)がどの程度変動していたかを示したものである。

図表1 相続発生日から相続税納付期限日までの株価の変動率



(出所) 大和総研金融調査部制度調査課試算

図表2 相続税評価額と相続税納付期限日の株価の乖離率



(注) 相続税評価額と相続税納付期限日の株価については簡便な計算法を用いている。
(出所) 大和総研金融調査部制度調査課試算

値の平均、④相続の前々月の終値の平均のうち最も低い価額で評価する。

投資信託は、相続発生日当日の基準価額で評価する。解約請求時の源泉税相当額、解約手数料等相当額等は控除される。なお、ETF、上場REITなど金融商品取引所に上場されているものは、上場株式と同様の評価方法となる。

2 要望の背景

「上場株式等の相続税評価の見直し」を要望する理由として、金融庁は「上場株式等は、価格変動リスクが高いにもかかわらず、相続税の評価では、相続時から納付期限までの期間(10カ月間)の価格変動を考慮していないため、価格変動リスクが小さい資産と比べ、評価額が割高となっている」点を挙げている。財産評価基本通達による相続税評価は、資産の種類により換金性や価格の変動性を考慮し、

相続日当日の「時価」より若干の評価減が行われている場合があると考えられる。

上場株式等について考えると、流動性は比較的高いが、相続が発生してから相続人により売却が可能になるまでの間に、一定の価格変動リスクに晒されることになる。

原則として、相続の対象となった上場株式等は、遺産分割の協議を行い、全相続人が合意するまで売却・解約することができない。相続の発生(死亡時)から相続税の納付期限までが10カ月間であることから、売却・解約ができるようになるまで10カ月程度はかかるものと考えられる。

3 10カ月間の価格変動はどの程度か

そこで、相続発生日から10カ月の価格変動リスク、およびそのリスクに対して現行の相続税評価方式が対応できているの

において30%程度株価が下落することはあり得る。

図表2は、図表1と同じ条件で、現行方式の相続税評価額と相続税納付期限日の株価の乖離を算出したものである。

相続税評価額より相続税納付期限日の株価が安くなっているのは、全7303営業日中、2923営業日(40.02%)で、うち235営業日(3.22%)は30%以上の下落となっている。現行の相続税評価方式を用いても、相続税評価額よりも相続税納付期限日の株価が30%程度安くなることはある程度ありうるといえよう。

4 FPとして提案できる対策もあるが...

現行制度では、相続財産のうち上場株式等が占める割合が高

シンクタンク研究員による

読み解き! 最新制度

Vol.08

再検討が始まった 上場株式等の相続税評価を考察する



是枝俊悟 ● これえだ・しゅんご
大和総研研究員 CFP®認定者・社会保険労務士
金融・証券税制 個人に関連する税・社会保険などを中心に調査分析、提言活動等を行う。近著に「徹底シミュレーション あなたの家計はこう変わる!」(日本法令)。

いと、売却できるまでに株価が大きく下落した場合に相続人が税負担に困ることが考えられる。証券会社を取り扱うラップ口座の中には、契約者の死亡時に保有する上場株式等を売却する特約が設けられているものもある。FPとしてはこのような仕組みを活用することを提案する。ひとつの方法かもしれない。もっとも、相続のたびに上場株式等が売却され、個人投資家が市場から退出していくことは、個々の家庭の相続を考える際にはよい面もあるかもしれないが、日本経済全体で考えればはなはだ疑問である。

上場株式等の相続税評価が見直されれば、あわてて売却する対策を取らなくてもよくなるだろう。平成28年度の税制改正に期待したい。